

〔論 文〕

神々の風土

——山川原野と場所の記憶——

神 尾 登 喜 子

はじめに —「瑞穂の国」の風土—

日本列島は、奥羽山脈をはじめとして比較的高い脊梁山脈が縦断している。これらの山脈は、太平洋側と日本海側との分水嶺となり、大小の河川の水源となっている。山々を覆う樹木は雨水を蓄えて、尾根から谷筋を刻んで川となって流れる。河川の多くは、山と海の距離が短いために流域は狭く流れが速い。そして、山から海に向かって、山地・丘陵・平地が並んでいる。これらの平野は、内陸部の山地で河川に浸食された土砂が下流側に運ばれて堆積されてできたものが大半である。日本列島の平野は、山地の付属物といわれ、国土の3分の1を占めるにすぎない。

わが国は、こうした複雑多様な起伏のある地形と、四季の変化に恵まれた気候があいまって、生活の基盤としての国土が形づくられてきた。そして、それぞれの土地の地形、地質、気候等の自然条件に対応しつつ、伝統的な生活様式や文化をつくりあげてきた。その長い歴史を通じて形成されたのが、わが国の風土である。

こんにち、「風土」は多様な意味で用いられている。その先駆をなした和辻哲郎は、「人間の存在は歴史的・風土的なる特殊構造を持っている。この特殊性は風土の有限性による風土の種類によって顕著に示される。」¹⁾と論じた。そして、モンスーン型、砂漠型、牧場型の三つの類型を設定した。それに基づいて、わが国について、「梅雨と台風とを特徴とする我々の国土は、古代の祖先が直観的に「豊葦原の瑞穂国」と呼んだように、特に湿潤の国土である。」²⁾と結論

づけたのである。昭和10年代に展開された風土論が見据えていたのは、つまるところ季節感あふれる国土であったというべきである。

和辻哲郎の『風土 人間学的考察』は、1956年度のユネスコ事業として英訳されたが、その標題は、

“A Climate-A Philosophical Study”

であった。実際のところ、和辻の説く「風土」は、“Climate”に重点があったことは明確である。それに対して、鈴木秀夫は「日本の内部には、地形と気流の作用によって、多様な気候差が生じている」³⁾と指摘した上で、「人間生活と気候の関係」を論じた。

風土は、地形や気候をはじめとする自然的環境にとどまらず、暮らし方やものの見方や感じ方などをも含めた地域的特性として認められるのである。風土は、それぞれの土地における人の生活とそれを取り巻く自然や土地の成り立ちとの関係において成り立っているといえる。

要するに、「風土は、人類がそれぞれの拠って立つ自然環境を造りかえ、意味づけた社会的・歴史的環境としてある。それは宗教をはじめとする精神的・文化的な基盤である。」⁴⁾と考えるところである。

こうした風土が形成されるには、目に見える景観や風景よりも長い年月を必要とする。景観や風景は時とともに変化するが、風土は、その根底にあって、天地自然のもとで人の生きる土地の記憶として受け継がれるものである。そこには、幾世代にもわたる住民の祈り、思い入れ、願いといったものが蓄積されている。それを現代の都市は見失ったのだ。

1 『風土記』・地名が記憶する神々

わが国の風土に関する最初の記録は、和銅 6 (713) 年の官命により撰進された、いわゆる風土記に認めることができる。『続日本紀』に「畿内と七道との諸国の郡・郷の名は、好き字を着けしむ。その郡の内に生れる銀・銅・彩色・草・木・禽・獸・魚・虫等の物は、具に色目を録し、土地の沃瘠、山川原野の名号の所由、また、古老の相伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上せしむ。」⁵⁾と記されている。

この和銅の官命は、国郡郷の好字による改名を第一とする。地名は、その地の歴史そのものである。地名を改変することは、土地の記憶を、新たな歴史のなかに組み込むことにはほかならない。また、山川原野の名号の所由は、各国の郡郷に所在する地形や地勢を国土の基盤として体系づけるのである。古老相伝の旧聞・異事が地名の起源に関わっているのも同じことである。そのような地名の一切を撰進せしめることは、諸国の郡郷に至るまでの、天地四方とその歴史を献上させることに等しいといわなければならない。そうした意味において、わが国の風土記は、地名の集積にあるということができよう。

地名は、土地の最も基本的な記録である。同一の地形や同一の地名であったとしても、土地それぞれに起源や由来をもっている。地名の由来は、その土地の大切な記憶そのものである。地名は、天地四方の山川原野を秩序立て、諸国の郡郷の境界を示すものであって、国土劃定の最も基礎的な標し付けである。こうした地名は、次ぎのような命名の仕方をもって成り立っている。

I 地形に基づく地名

II 事蹟に基づく地名

III 頌辞に基づく地名

IV 数詞に基づく地名

地名の最も基本となるのは地形に基づく地名である。それによって山川原野は秩序づけられる。命名とは、すなわち領有を意味するのである。山川原野の地名は、神々や天皇の事蹟に基

づく地名によって天皇の統治する国土となる。さらに、神々や天皇は各地に巡行して発する国讃めの言葉によって国土の繁栄を言祝ぐのだ。斯かる風土記の地名が明らかにする事柄は、必ずしも和銅の官命に沿うものではない。秋本吉郎は、「風土記は神々の事を記したと典籍であると見るのは論理の飛躍がある」⁶⁾と述べている。しかし、風土記の地名は極めて重層的であるといえる。その古層に存在するのは、山川原野を造り、山や森に鎮まる神々の名である。わが国の風土は、神々の支配すところなのである。そして、天皇は、神々の言依させによって国土を統治するのである。地名に刻まれた天皇の名は、その証しである。風土記の地名の根源的な意味はここにある。各国の風土記が神々と天皇の事蹟を詳細に録しているのもそのためである⁷⁾。

1) 常陸国の風土

常陸国は、冒頭に「常陸の国の司の解す。古老の相伝ふる旧聞を申す事」と記されている。規定通りの形式によるが、現存するのは省略本であるために記事に繁簡がある。総記に国土と国名のことを示し、次いで各郡の境界と名称の由来を記している。各郡は、里名と駅名を挙げて、その位置と名の由来を記して、山丘、川原、原野、浜浦などの地名と産物を載せている。

これらの採録されている地名の所由は、古老相伝という枠組みにおいて選択された神々や天皇の事蹟に基づいている。常陸国の記載する神々のうち最も古層に位置するのは普都大神である。彼の大神は、信太郡の高來の里に、

古老の曰らく、天地の權輿、草木言語ひし時に、天より降り來たまひし神、名は普都大神と稱す。葦原の中つ国に巡り行でまし、山河の荒ふる梗の類を和し平けたまふ。大神、化道已に畢へたまひ、心に天に帰らむと存す。即時に身に隨へたまへる器仗、及執らせる玉珪を悉皆に脱ぎ履てて、茲の地に留め置き、すなはち白雲に乗りて、蒼天に還り昇りたまひき⁸⁾。

と記される。つまり、普都大神が天地の初め、草木が言葉を交わす時に、葦原中つ国の山河に在る荒ぶる神を言向け、平定したというのである。この神について、『日本書紀』神代は、

是の後に高皇産靈尊、更に諸神を会へ、葦原中国に遣すべき者を選びたまふ。兪曰さく、磐裂、根裂神の子磐筒男・磐筒女が生める子**経津主神**、是佳けむとまおす⁹⁾。

と記す。『古事記』は、葦原中つ国を言向けるために建御雷神が降した横刀を「佐士布都の神」というと注している¹⁰⁾。

普都大神と同じく、鹿島大神は、天地の初めに葦原中つ国の荒ぶる神たちを事向け平定するために天降った神である。

清めると濁れると糺はり、天地の草昧より已前、天つ神たち、八百万の神たちを高天の原に会集へたまひし時に、諸の祖の神たち告云りたまひしく、「今、我が御孫の命の光宅さむ豊葦原の水穂の国」とのりたまふ。高天の原より降り来りし大神、名を鹿島天の大神と称す。天にてはすなはち日の鹿島の宮と号け、地にてはすなはち豊鹿嶋の宮と名づく¹¹⁾。

鹿島大神は、普都大神と異なり、筑波国に鎮座する。孝徳天皇の御代、大化五(649)年に鹿島大神の神郡として置かれたのが鹿島の郡である。香島郡についての記述には、「その処に有ませる天の大神の社・坂戸の社・沼尾の社の三処を合せて、惣べてを鹿島之大神と称ふ。」¹²⁾とある。神社の周囲は、「地体高く敵はれ、東と西とは海に臨み、峰谷は犬の牙のごとく、邑里と交錯れり。」¹³⁾と記されている。祭神は、風土記には示されていないが、現在、武甕槌大神を祭神とする。鹿島大神と香取大神の神子の社が、行方郡の鴨野・提賀の里・尾高の里・当麻の郷・田の里に記されている。いずれも、社の周りの山野について土地の沃瘠や植物分布などを示す。

常陸国に天降った普都大神と鹿島神に対して、巡行する神は神祖の尊である。神祖尊は、他の国にもみえる神であって、特別に名づけら

れない、筑波岳や福慈の岳をランドマークとする国土の神である。神祖尊の巡行する諸神は、その国土を形づくる山川の神々である。その一柱としての筑波神は常陸の国土に坐す神である。

[筑波郡] 古老の曰らく、昔、神祖の尊、諸神たちの処に巡り行でまして、駿河の国福慈の岳に到りて、卒に日暮に遇ひて、遇宿を請欲ひたまひき。この時、福慈の神答へて曰ししく、「新粟の初嘗して、家内諱忌せり。今日の間は、冀はくは許し堪へじ」とまおす。ここに、神祖の尊、恨み泣きて詈告曰りたまはく、「すなわち汝が親ぞ。何ぞ宿さまく欲りせぬ。汝が居める山は、生涯の極み、冬も夏も雪ふり霜おきて、冷寒さ重襲り、人民登らず、飲食を喫ること勿けむ」とのりたまひき。更に、筑波の岳に登りまして、亦客止を請ひたまひき。この時、筑波の神答へ曰ししく、「今夜は新粟嘗すれども、敢へて尊旨に奉らずはあらじ」とまをしき。爰に、飲食を設けて、敬び拝み祇み承へまつりき。(中略)是を以て、福慈の岳は、常に雪ふりて登臨ことを得ず。その筑波の岳は、往集ひて歌ひ舞ひ飲み喫ふこと、今に至るまで絶えず¹⁴⁾。

[筑波郡] 筑波岳は、高く雲に秀で、最頂の西の峰崢嶸しく嶮く、雄の神と謂ひて登臨らしめず。唯、東の峯は四方磐石にして、昇り降り映しく屹てるも、其の側に泉流れて冬も夏も絶えず。坂より東の諸国の男女、春の花の開くる時、秋の葉の黄づる節は、相携え駢闐り、飲食を齎賚て、騎にも徒歩にも登臨り、遊楽しみ栖遯ふ¹⁵⁾。

このように神祖尊によって祝福された筑波の神は、駿河国の足柄山の坂より以東の東海道八ヶ国を祭祀地とする。足柄山以西の福慈の神の祭祀地とは明確に区分されているのである。

筑波の神の鎮まる筑波山は、関東平野の東に聳え、東の峰を男体山(標高871m)と呼び、西の峰は女体山(標高877m)と呼んでいる。現在、筑波神社の祭神は、筑波男大神 伊弉諾尊(男

体山)・筑波女大神 伊弉册尊(女体山)である。常陸国には、下総国との境をなした毛野川が香取浦に注いでいた。山側に筑波神の神郡が位置し、海側に鹿島神の神郡が位置していた。常陸国は、筑波の大神と鹿島の大神の領するものであったのである。

常陸国には、その他に、嘯時臥の山[那賀郡]や賀毗礼の高峰[久慈郡]には神が坐した。また、県の祇・東の山の社[行方郡]、長幡部の社[久慈郡]、飯名社・九つの社[信太郡]などの社が記載されている。常陸国の山川、原野、湖海には、その地に鎮まる神々の名が記憶されているのである。そのなかに、夜刀の神について詳細に記している。継体天皇の御世の麻多智に関わる事蹟が行方郡の記録として記載されている。

[行方郡] 古老の曰へらく、石村の玉穂の宮に大八洲馭しめしし天皇のみ世に、人あり、箭括の氏麻多智といふ、郡より西の谷の葦原を墾闢きて新たに治りし田を献りき。この時、夜刀の神、相群れ引き率て、悉尽に到り来て、左右に防障へて耕佃ることなからしむ。ここに、麻多智、大く怒の情を起こし、甲鎧を著被け自身仗を執り、打ち殺し駆逐ひき。すなはち山口に至り、標の税を堺の堀に置いて、夜刀の神に告げて云ひしく、「此より以上は、神の地と為すを聴す。此より以下は人の田と作るべし。今より以後、吾れ神の祝と為りて、永代に敬ひ祭らむ。冀はくはな崇りそ、な恨みそ」といひて、社を設け初めて祭りきといへり¹⁶⁾。

夜刀の神は、谷の神である。夜刀は谷戸であって、谷津、谷地、谷那などとも呼ばれる土地である。丘陵地が雨水に浸食されてできた谷間にある微小な地形である。谷戸は、斜面が樹林に接する集水域であるため、湧水が容易に得られて水田耕作がしやすかった。夜刀の神は、その土地の神である。麻多智は、新田を開墾することによって、夜刀の神の土地を侵害し、その崇りを被った。その神威を鎮めるために標の

税を置いたのである。それによって山口は、神の地と人の田との境界となり、堀は、土地の神を祀る場所となる。地名がそのことを記憶しているのである。

すなわち、「山川原野の地形に基づいて命名された地には、それにふさわしい神が宿っている。地名は神によって聖化され、神は地名に宿る。「ヤツ」はきわめて初原的な地名である。それは一つの祭祀圏の徴付けである。」¹⁷⁾ 前出『古代律令文学攷 史籍と地誌』P286)と論じたところである。

常陸国は、地名の古層に荒ぶる神や崇る神を抱え持って、その表層に普都大神や鹿島大神、あるいは筑波大神を称え祀っているのである。そして、地名のそれぞれが土地の神々を在らしめているのである。神々の御言持ちである天皇を含めて、常陸国は神々の国である。地名はその証しであるといわなければならない。

2) 播磨国の風土

播磨の国には、神々と天皇の事績を起源とする地名が多数記されている。特に播磨国の地名は、伊和の大神の事績を起源とするものが多い。讃容郡の笠戸には、「大神、出雲の国より来たまひし時に、嶋村の岡を以て呉床と為て、坐して、笠をこの川に置きたまひき。故れ、笠戸と号く。」¹⁸⁾と記される。伊和大神は大汝神や天日槍命とともに国造りの神である。伊和の大神の名は、祭祀地の宍禾郡と周辺の各郡に記されている。国占めの事績が、香山の里・談奈志[揖保郡]、伊加麻川・波加村・於和の村[宍禾郡]にみえる。また、巡行の事績が、阿豆村[揖保郡]、矢田の村[宍禾郡]にみえる。その他の事績は、玉落川・吉川・荻戸[讃容郡]、褶の村・比良美の村・庭酒の村・庭音の村・稲春の岑・糠前・須加・御形・神酒[宍禾郡]、糠岡[神前郡]などに記されている。伊和の大神の御子神の事績は、英賀里[飴磨郡]、伊勢野・広山里・美奈志川[揖保郡]、鹿庭山[讃容郡]、阿和賀山[宍禾郡]などにみえる。

伊和大神は、宍粟郡の伊和を本拠とする伊和

の君が祭祀した土地神である。「延喜式」には「伊和坐大名持御魂神社」と記されており、伊和の神社は大名持御魂を祭神としている。現在、伊和神社が宍粟市一宮町に鎮座する。祭神は大己貴神である。

播磨国の各郡には、大汝の命の事績が地名として記録されている。殊に、飭磨郡の十四の丘の地名に関する事蹟は詳細である。

〔飾磨郡〕昔、大汝の命の子、火明の命、心も行も甚強し。是を以て、父神患ひたまひて、遁げ棄てむと欲しき。すなはち因達の神山に到り、その子を遣りて水を汲ましめ、還らざる以前に、すなはち発船て遁げ去りき。ここに、火明の命、水を汲みて還り来て、船の発ち去くを見るすなはち大きく瞋り怨む。仍りて風波を起こし、その船に追ひ迫む。ここに、父神の船、進行す能はずして、遂に打ち破らえき。所以に、其処を船丘と号け、波丘と号く。琴落ちし処は、すなはち琴神丘と号け、箱落ちし処は箱丘と号け、梳匣落ちし処は、すなはち匣丘と号け、箕落ちし処は、すなはち箕形丘と号け、甕落ちし処は、すなはち甕丘と号け、稲落ちし処は、すなはち稲牟礼丘と号け、胃落ちし処は、すなはち胃丘と号け、沈石落ちし処は、すなはち沈石丘と号け、綱落ちし処は、すなはち藤丘と号け、鹿落ちし処は、すなはち鹿丘と号け、犬落ちし処は、すなはち犬丘と号け、蚕子落ちし処は、すなはち日女道丘と号く¹⁹⁾。

このように播磨国は、他の国と異なり、丘岡が多く記されている。播磨国は、瀬戸内海に注ぐ大小の河川に流域に低地があり、それを囲むように起伏の小さい丘岡が並んでいる。河川からは農耕用の水が引き入れられ、丘岡からは肥料や飼料となる草木が採集された。丘岡は、水田耕作に不可欠な肥料の採集地である。農耕は、木の枝や葉、野草を水田に敷き込む刈敷が中心であった〔賀毛郡〕。播磨国の風土を、草木の茂る丘岡と豊富な水が流れる谷川が成り立たせていることを、飾磨郡の地名起源として、大

汝の命の事蹟として語っているのである。大汝の命の事蹟は、他に牧野の里〔飭磨郡〕、御橋山・稲積山〔揖保郡〕、聖岡の里〔神前郡〕、下鴨の里・飯盛嵩・糠岡〔賀毛郡〕などにも記されている。

播磨国はこの他に、少日子根の命〔揖保郡〕・〔神前郡〕、火明の命〔飭磨郡〕、阿菩の大神〔揖保郡〕、出雲の大神〔揖保郡〕、葦原志許乎の命〔宍禾郡〕、天日槍の命〔揖保郡〕・〔宍禾郡〕、阿遲須伎高日古尼の神〔神前郡〕、宗形の大神〔託賀郡〕、住吉の大神〔賀毛郡〕などの事蹟が記されている。

また、各郡に、速湍の社〔讃容郡〕、高野の社〔神前郡〕、祝田の社〔美囊郡〕などが載せられている。播磨国の山坂には神々が鎮座しているのである。

〔揖保郡〕出雲の御蔭の大神、枚方の里の神尾山に坐して、毎に行く人を遮へ、半ばを殺し、半ば生かせり。

〔揖保郡〕出雲の大神、神尾山に在ましき。この神、出雲の国人の此処を経過ぐる者の、十人の中五人を留め、五人の中三人を留めき。

〔揖保郡〕神山。この山に石神在り。故れ、神山と号く。

〔神前郡〕伊和の大神の御子、建石敷の命、山使の村の神前山に在す。すなはち、神在すに因りて名と為す。

〔神前郡〕石坐の神山と云うは、この山、石を戴く。又、豊穂の命の神在す。故れ、石坐の神山と曰ふ。

〔美囊郡〕志深の里の三坂に坐す神は、八戸挂須御諸の命なり。大物主葦原の志許、国堅めましし以後に、天より三坂の岑に下りましき。

これらの播磨国の地名は、神々の事蹟を記憶している。あるいは、神々の名において土地の名が成り立っているというべきである。つまり播磨国は、神々の坐す地である。

このように、播磨国は、主要な地名の起源が神々の事蹟が天皇の事蹟に並んで求められているのである。神々が造営した国土を天皇が統治

するのである。その意味で、神々の事蹟が地名の古層にあり、その上に天皇の事蹟が重ねられているといえる。

いずれにしても、播磨の国土の繁栄を保証するのは、神々と天皇の事蹟によって名づけられた地名である。播磨国の詳細に記される地名は、土地の記憶であり、土地の活力である。それが、播磨国の風土の根幹であるといえよう。

3) 出雲国の風土

出雲国は、現存する風土記のなかでは、最も完全な形で伝来しているが、現伝本は官命にはない事項が多いことなどによって、その成立については種々の議論がなされている。出雲国は、巻首総記に、国土の地理的全体を示し、国の神社総数、郡名を載せて、各郡の郷・余戸里・駅家・神戸の名と数を示している。それに続けて、郡内の寺院、神社、山野、川池、浜島などを地形別に列記し、最後に郡界への通路を載せている。この編纂方針は、和銅の官命に応じながら、神社を重視するなど独自に記載すべき事項を設定していたと認められるのである。そこには、出雲の国土についての格別の理解があったとみられるのである。出雲国は、国名や郡郷の地名について、神々の事蹟をもって説明している。すなわち、「出雲と号くる所以は、八束水臣津野の命、詔りたまひしく八雲立つと詔りたまひき。故れ、八雲立つ出雲と云ふ。」([総記])と記しているところである。

郡名についても、神々の事蹟を所由としている。意宇郡には、「(八束水臣津野の命)今は国は引き訖へつと詔りたまひて、意宇の杜に、御杖衝き立てて、意宇と詔りたまひき。故れ、意宇といふ。」と記される。他の郡もまた、嶋根郡・八束水臣津野の命、秋鹿郡・秋鹿日女の命、楯縫郡・神魂の命、神門郡・神門の臣伊加曾然、飯石郡・伊毗志都幣の命、仁多郡・天の下造らしし大穴持の命、というように、神々の事蹟に基づいている。郷名は、次のような郷が神々の事蹟を載せる。

[意宇郡] 母理の郷・天の下造りましし大

神大穴持の命、屋代の郷・天津子の命、楯縫の郷・布都怒志の命、安来の郷・神須佐乃袁の命、山国の郷・布都怒志の命、飯梨の郷・大国魂の命、大草の郷・須佐乎の命の御子青幡の佐久佐丁壮の命、山代の郷・山代日子、拜志の郷・天の下造らしし大神の命、宍道の郷・天の下造らしし大神の命。

[嶋根郡] 朝酌の郷・熊野の大神、山口の郷・都留支日子の命、手染の郷・天の下造らしし大神の命、美保の郷・御穂須々美の命、方結の郷・国忍別の命、加賀の郷・佐田の大神、生馬の郷・八尋鉾長依日子の命、法吉の郷・宇武賀比売の命。

[秋鹿郡] 恵曇の郷・磐坂日子の命、多太の郷・衝杵等乎而留比古の命、大野の郷・和加布都怒志能命、伊農の郷・天瓚津日女の命。

[楯縫郷] 佐香の郷・百八十の神々、玖潭郷・天の下を造られた大神の命、沼田の郷・宇乃治比古の命。

[出雲郡] 健部の郷・宇夜都弁の命、漆治の郷・天津枳比佐可美高日子の命、杵築の郷・八束水臣津野の命、伊努の郷・赤衾伊努意保須美比古佐倭気能命、美談の郷・天の下造らしし大神の御子和加布都怒志の命、宇賀の郷・天の下造らしし大神の命。

[神門郡] 朝山の郷・天の下造らしし大神大穴持の命、塩冶の郷・塩冶毗古能命、八野の郷・天の下造らしし大神大穴持の命、高岸の郷・子阿遲須積高日子の命、滑狭の郷・和加須世理比売の命、多伎の郷・阿陀加夜怒志多伎吉比売の命。

[飯石郡] 熊谷の郷・久志伊奈太美等与麻奴良比売の命、三屋の郷・天の下造りましし大神、飯石の郷・伊毗志都幣の命、多祢の郷・天の下造りましし大神大穴持の命と須久奈比古の命、須佐の郷・神須佐能袁の命、波多の郷・波多都美の命、来嶋の郷・伎自麻都美の命。

[仁多郡] 三処の郷・大穴持の命、布勢の郷・大神の命、三沢の郷・阿遲須伎高日子の命。

[大原郡] 神原の郷・天の下造らしし大神、屋代の郷・天の下造らしし大神、屋裏の郷・天の下造らしし大神、佐世の郷・須佐能袁の命、来次の郷・天の下造らしし大神の命、斐伊の郷・樋速日子の命。

出雲国には、神々が天降り隠る神奈備山がある。神奈備山は、平野の周辺にあってひときわ目立つ山である。神を齋くに適した全山が緑の樹木に覆われた清浄な地である。出雲の神奈備は四山が載せられている。

[意宇郡] 神名樋野。郡家の西北三里一百廿九歩なり。高さ八十丈、周り六里三十二歩なり。

[秋鹿郡] 神名火山。郡家の東北九里四十歩なり。高さ二百三十丈、周り十四里である。謂はゆる佐太の大神の社は、すなはち彼の山の下なり。

[楯縫郷] 神名備山。郡家の東北六里一百六十歩なり。高さ一百二十丈五尺。周り二十一里百八十歩なり。鬼の西に石神あり。(中略)謂はゆる石神は、すなわち是れ、多伎都比古の命の御託なり。早に当りて雨を乞ふ時は、必ず零らしめたまふ。

[出雲郡] 神名火山。郡家の東南三里一百五十歩なり。高さ一百七十五丈、周り一十五里六十歩なり。曾支能夜の社に坐す、伎比佐加美高日子の命の社、すなわちこの山の巖に在り。故れ、神名火山と云ふ。

楯縫郡の神奈備山は佐香河と多久川の源である。そのように神奈備の多くは集落の水源となる山である。さらに出雲国には、神奈備山の他、神々の坐す山が記されている。なかでも、天の下造らしし大神の事蹟は、出雲の御崎山・大神の社 [出雲郡]。吉栗山・宮の材を造る山、宇比多伎山・大神の御屋、稻積山・大神の稻積、陰山・大神の御陰、稲山・大神の御稻種、杵山・大神の御杵、冠山・大神の御冠 [神門郡]。琴引山・御琴 [飯石郡]。城名樋山・八十神を伐たむと為て城を造りたまひき [大原郡] と記される。

その他の山にも神々の事蹟がある。熊野山・熊野の大神の社、久多美山・社あり、玉作山・

社あり [意宇郡]。足高野山・上頭に樹林あり。此れすなはち神の社なり [秋鹿郡]。御坂山・神の御門、玉峰山・玉上の神、菅火野・神つ社 [仁多郡]。高麻山・青幡の佐草壮丁の命、船岡山・阿波根閑委奈佐比古の命、御室山・神須佐乃乎の命 [大原郡]。

出雲国は、神々が天降り鎮まる地であり、各地に神々が鎮座する。神社は「合せて三百九十九所なり。」と記されているように、各郡の郷には多数の神々が鎮座している。

[意宇郡] 在神祇官社は熊野の大社以下四十八所、不在神祇官社は十九所。

[嶋根郡] 在神祇官は十四所、不在神祇官社は四十五所(但し、官社の全てと、非官社二十九社は後補)。

[秋鹿郡] 在神祇官社は佐太の御子の社以下十所、不在神祇官社は十六所。

[楯縫郡] 在神祇官社は九所、不在神祇官社は十九所。

[出雲郡] 在神祇官社は杵築の大社以下五十八所、不在神祇官社は六十四所。

[神門郡] 在神祇官社は二十五所、不在神祇官社は十二所。

[飯石郡] 在神祇官社は五所、不在神祇官社は十六所。

[仁多郡] 在神祇官社は二所、不在神祇官社は八所。

[大原郡] 在神祇官社は十三所、不在神祇官社は十六所。

これらの神社名の列記は他の国の風土記にはみられない。特に神社の大半は、祭神や鎮座地は記されていない。神社の名の背後に神々を祭祀する土地を占しているのである。萩原千鶴は、『出雲国風土記』には、官命の要求項目にもなく、また他国風土記にも皆無の神社リストがあり、399もの社名を載せる。出雲国全体の里数が、総計一八一であることから考えれば、これらの神社は行政単位以前の部落ごとに祀られていた、神の社にほかなるまい。」²⁰⁾と指摘する。それらの祭神は、青垣山の森や樹木を社として鎮まっていたのである。

出雲国が名を記すのは五十柱の神々である。その中心をなすのが、大神と称せられる四柱の神々であり、その第一の天の下造らしし大神は、「五百つ鉦を取りに取らして」[意宇郡]とあるように、国土を造営し天下を統治する神である。

神号の大穴持神は、土地を支配する神格を示す。大穴持神が所造天下大神として祭祀される所に出雲国の特質があるといえる。天の下造らしし大神は、出雲郡の杵築の大社に鎮座する。

佐太大神は、秋鹿郡の掲げる佐太御子の社に鎮座する。佐太大神は、神魂命の系譜に連なり、国引きで縫い合わされた狭田の国を祭祀地とする。現在の八束郡鹿島町佐陀本郷付近、宍道湖北岸を中心とする地域である。熊野大神は、意宇郡熊野の大社に鎮座する。出雲の神戸に、「伊弉奈枳の御子、熊野加武呂命」[意宇郡]と記されるのがそれである。野城大神は、意宇郡の野城の社に鎮座する。現在の安来市を中心とする野城の地域に祭祀される土地神である。

これら出雲国各地に鎮まる神々は、出雲大社をはじめとして、神社名や祭祀地に変更が認められるものを含めて、現在の出雲地方において祭祀されているのである。

神々の国、出雲。出雲の神々を祭祀するのが、他ならぬ出雲の国造である。このことを宣す所に出雲国の目標があるといわなければならない。

2 山水の風景・神々の鎮まる風土

わが国の国土は、唯一絶対なる神の創造によるのではなく、天つ神と国つ神の造営になったものである。『古事記』は伊邪那岐の命が「国土を生み成さむとおもふ。」²¹⁾と伊邪那美の命に語りする。天つ神の言依させによって国造りは行われるのである。大八嶋国が生まれ、諸々の神が生まれる。次、風の神、木の神が生まれ、山の神、野の神が生まれる。この国土と山野は、神々が造り、神々が司るところである。

わが国の風土の根底には、次々に生れま^あせる神々の営みがある。山川原野の風景に見えるのは、そのような神々の姿である。山川原野に聖地を認めるとすれば、風のさやぎ木の葉のざわめく風景のなかにある。それは、草木言語ひし大いなるかの時にあった風景の記憶である。神々の名によって、この国土の山川原野は秩序づけられている。山川原野が美しいのはそのことによる。それが瑞穂の国の風景なのである。

明治11(1878)年、東北から北海道を旅したイザベラ・L・バードは、「日本の未踏の地」の探訪を1880年に刊行している。バードが切り取った風景には、この国土の山野と、暮らしや文化、歴史とによってつくられた、各地の風土的特徴が浮かびあがってくる。

残雪の高い山々ふもとの丘陵を見渡していた。その険しい山腹には、暗青緑色の松林や杉林が落葉樹の春緑に照り映えていた。小さな丘には杉の森があり、高い石段を上がると頂上に神社があった。刈り入れ時の田畑の赤い金色は麻畑の一面の新緑と好対照をなしていた²²⁾。

ここには、碧眼に映った日本の風景が描かれている。それはイギリスの田園風景とは明らかに異なっているのである。西欧には明確な中心が存在する。小高い山や丘の頂きに教会が建ち、その周りを住居群がとり囲んでいる。その外縁に農地や牧場が広がる。

それに対して、わが国は明確な中心を持っていない。中心的な役割をもつ神社は中央にはない。中心は空白である。神の社は集落の周縁にあり、森のなかに隠されている。そして、神々はさらに奥に鎮まっているのである。小高い山が周りにあり、その向こうに奥山がある。山々から流れる河川が、森林の間を縫って田畑を潤しながら海に注ぎ込んでいる。村はずれの山中に神社の森があり、山裾に人家が点在する。

これは、この国に広く見られた風景である。このような風景の背後にあって、それを成り立たせているのはこの国の風土である。山川原野が風景を造り出しているのである。遠景に高い

Mar. 2016

神々の風土

山があり、中景に小高い山があり、近景に野原がある。そして、山中に滝が落ち、山麓に泉が湧き、野に川が流れる。山水の風景こそ、この国の風土が生み出したものである。

風景の焦点となるのは、集落から眺められ、周りの山から目立っている樹木に覆われた山であった。そこは、土地の神々の鎮まる聖域である。その山懐に集落がつくられているのである。野原に接する山は、端山、葉山、麓山、羽山などと書き、奥山に対して端の山である。樹木の茂る青垣山であり、神々の隠る神奈備山である。『万葉集』には、「三諸の神奈備山」(324・1761・3268)、「神奈備の磐瀬モリの社」(1419)、「神奈火の山下とよみ」(2162)、「神奈火にひもろき立てて」(2657)、「神名火の打廻の崎の」(2715)、「神南備の浅小竹原」(2774)、「石橋の神奈備山」(3230)、「たたなづく青垣山」(3187)などと詠じられている。

端山のなかで、特に、周囲からは際だった山が神奈備山である。神奈備山は樹木の繁る青垣山である。神々は森のなかモリに鎮まるのである。『万葉集』には、「泣沢の神社」(202)、「ちはやぶる神の社ヤシロ」(558)、「三笠の社モリ」(561)、「久世の社ヤシロ」(1286)、「祝らが齋ヤシロふ社」(2309)、「浮田の社モリ」(2839)、「山背の石田の社」(2856)、「国々の社ヤシロ」(4391)などと歌われている。「社」は「ヤシロ」とも「モリ」とも訓まれているのである。森はすなわち社である。「神社」が「モリ」と訓まれているのも同じことである。

明治以降に神社に社殿を造営することが定められたが、こんにちも少数ながら社殿なき神社がある。原田敏明は「森や繁った山が神聖視されるにしても、それはこんもりとして、一種の荘厳な景観を呈している全体に対して、普通と違った性格、すなわち普通以上の神聖な性格を認めることになるのであって、決してそれぞれの樹木についていうのではない²³⁾と指摘する。

樹木それ自体は神ではなく、神の依り代である。「石上布留の神杉」(1927)、「石上布留の神杉神さぶる」(2417)、「軽の社の齋ヤシロひ槻」(2656)、「神名備の三諸の山に齋ふ杉」(3228)などとあ

るように、高く聳える神さびた杉や楓の大木に神は宿るのである。これらの端山は、低い山が多く身近な聖なる山であった。代表的な三輪山は円錐形をした神体山であるが、すべての端山は必ずしも同じ形ではない。周りの山からひときわ目立つ姿形をしていることによって、その土地の神の鎮まる聖なる山となるのである。山麓の集落では、季節の移り目や、山仕事初め、田植えの初めには、山入りの儀式を行った。

このような集落周辺にある端山の背後には、奥山とか深山と呼ばれる比較的高い山々が連なっている。奥山は、全山に樹木が繁茂し、溪谷や磐岩が点在している。奥山は、通常は人の入らぬ深山であった。山の頂きは神々の坐す聖域であった。奥山は、何よりも水分の山であり、農耕に欠かせない水の源であった。そして、建造物に必要な木材を伐り出す柚山であった。奥山に繁茂する森林は湿潤な気候と雨水によって育まれている。そして、森林の蓄えた雨水は河川となって原野に流れるのである。

この国土の山々は、四季ごとに変化しながら私たちの暮らしを支えてきた。その一方、時には、豪雨や豪雪などの被害を引き起こした。山々は、豊穡と災禍の両方をもたらす存在であった。山は神聖なものであり、崇め畏れるべきものであった。山の頂きは神々の坐す聖域であった。山口や谷口において、水分の神や山の神を祀り、天候不順の折には祈雨や止雨の祭りを行ったのである。山頂登拜が行われるようになったのは平安時代以降である。

わが国の山々は、その位置や姿形によって区分されて、国土のランドマークとなっている。山々は、土地の目印となり、境界となって土地を包み込んでいるのである。こうした土地のアイデンティティの根拠としての山は、その成り立ちと土地を秩序づける役割からみて、次のように分類することができる。

I 青垣山：常緑樹が周囲を廻る垣となる山で、瑞垣に神々を齋ヤシロき祀る神籬を設けている。

II 神奈備山：里近くにある樹木の繁る、目

- 立った小高い山で、山頂に神々が鎮座する。
- Ⅲ磐座山：神々が降臨し鎮座する岩巖が頂上にある山で、磐座を依り代として祭祀する。
- Ⅳ神籬山：常緑樹が神域の籬をなす山で、神々を斎き祀る依り代となる神木が生育する。
- Ⅴ神峰山：平野の周辺にある比較的高い峰で、単峰と双峰があり、頂きに神が鎮座する。
- Ⅵ火神山：火山活動によって出来た山で、単峰型が多く、山頂に火山湖がある。
- Ⅶ水分山：分水嶺に位置する水源となる山で、山口や谷口において水分の神を祭祀する。
- Ⅷ国見山：四方を見晴らす小高い山で、山麓の原野湖池などを眺望する国見を行った。
- Ⅸ神坂山：急峻で距離も長く通行するのに困難な山坂で、荒ぶる神の坐す難所とされた。
- X隠処山：峰が重なって周囲からは隠れた山で、山中の岩や滝に神々が鎮座する。
- XI神領山：神柱や社殿などの用材を伐り出した山で、杉や檜などの大木が生育する。
- XII神山霊山：人里離れた山で、鎮まる神を地主神として祀り、山岳修行の聖域とする。

この国土において、里近くの小山から奥深い高山に至るまで、山は森に覆われており、森は山そのものであった。樹木の茂る聖なるものとされる山々は、祭祀の場であり、人と神々の交流する場である。山々は、土地の周縁にありながら、その中心に座っているのである。山々は、土地の目印となり、境界となって土地を包み込んでいるのである。

山のある風景は、この国の風土が生みだした

ものである。山々は、風景を型取り、秩序づける。神々のものたる山々は、土地の枠組みとなり、土地の個性を特徴づけ、その風景を造り上げていく。そこにわが国の原風景がある。

3 都市の風景・場所の記憶

わが国は、山々と海に挟まれた平地に丘陵や台地が点在している。その間には、曲折する河川が流れている。この起伏に富む複雑な地形をもつ国土を山脈や河川などが太平洋側と日本海側、東日本と西日本などに分割している。それぞれの土地は、尾根や谷間、峠や坂、泉や池、岬や半島などの微小な地形によって細分化されている。土地を特色づけるのは、これらの微地形である。特に、土地の隙間、土地の切れ目は、場所の固有性、場所性というべきものを有している。山や谷の口、峠や坂の上、川や海の浜、岬や半島の突端、岩や木の洞などの微地形は、神々の気配を感じ取り鎮め祀る場所であった。すなわち、「そのような地勢には一つの徴付けがある。そこにこそ地名の始原性があるといえる。それらは神の宿る場所でもある。樹木・岩・泉といった自然の景物そのものが地理的図示化できない、いわば、秘匿された場所としての神の宿りうる山川原野となるのである。」²⁴⁾と論じた事柄である。

微地形に潜む場所の力が、眼に見えない何か、神々を呼び寄せるのである。いうなれば、それは名を持たぬ神々であった。地名の古層に潜在している神々である。『風土記』にいう、「天地の権興、草木言ひし時」という始原の時における、山河の「荒ぶる神」であり「夜刀の神」である。これらの崇りなす神々は、葦原中つ国の秩序に反する存在である。それらは、言向けられ、祀られることによって秩序に従うものとなるのである。山口昌男は、「文化は様々の形で、周縁を生産・再生産・維持してきたということは、これらの両義的な神と人間の共同体についての古代人の意識のありようからもうかがわれるところである。」²⁵⁾と論じた。中心は、絶えず

周縁を生みだしていき、周縁との緊張関係にさらされるのである。それを表しているのが、土地の周縁に置かれた微地形に潜む場所の力であり、それによって引き出されてくる土地の神である。

これらの土地の周縁にある場所から引き出される聖なるもの、場所に結びついた神々によって、土地は固有性を帯びることになる。その徴付けが地名である。地名には場所の記憶が埋め込まれている。土地が名づけられ、それによって神が名づけられるのである。地名は土地の記憶であり、神々の記憶である。地名は、土地が潜在的に有している聖俗の両義性にかかわる場所性の凝縮された表現である。磐石や樹木、滝や湧水、淵や池、あるいは岩壁や火口など土地の細部にわたって、一つひとつの名を与えられているのはその証しである。まさに、神々は細部に宿っているのである。

わが国の風土において、山野の微小な地形、土地の境界、土地の隙間に、日常的な生活空間とは異なる特別の場所があった。それは、山村や農村や都市の周辺に残されているだけではない。都市そのものも、都市空間の裂け目ともいうべき、山や川、丘や野などの地形の襞に、歴史の積み重なった場所をもっている。

江戸時代に開発された都市は、平地や台地と埋立地などに形成されたが、既存の土地の起伏や形状などがその骨格を造っていた。格子状に計画された街区もその周りには、都市化以前と同様に、地形に対応した尾根道や谷道を通じ、台地や崖、坂や丘などの微地形に合わせた枝道が編み目のように張り巡らされていた。それらの道に沿って整備された都市空間が造られたのである。その中心は、武家地、寺社地、町人地といった土地利用上の区画がなされて台地から谷間までに配置されていた。それぞれの敷地や境内地の境界は、崖や川などの自然の地形的切れ目があてられていた。

そのような江戸時代以降の都市空間は、土地の隙間、土地の切れ目を数多くつくり出した。高台や崖の下、坂や丘の口、池の川の端、路地

や辻などは都市の空間秩序の及ばない場所であった。それぞれの場所がもっていた特別の意味は、こんにちにも伝わる地名に刻まれている。

地名は、土地の形状と、それによってまとまりがつけられた場所を表している。土地の名において、都市化された土地の深層に潜む場所の力、場所の固有性が記憶されているのである。宮田登が「江戸に人々が密集していく段階で、住宅地とは別にかつての聖地はとり残されてうっそうたる森地として残り、以前からの土地神がそこに祀りこまれるようになる。」²⁶⁾と論じたところである。

土地の境界や周縁領域には、地主神や守護神、病除けの神や火伏せの神、土地霊や御霊など、種々様々な神々が祀られていた。そして、土地の外縁部にある台地端には神社や寺院が建てられていた。なかでも見晴らしのよい台地には主要な神社が建立されている。これらの神社には、産土の神や鎮守の神が祭祀されていた。平地から眺められる景勝地の多くは神々の鎮まる聖なる場所であった。さらに、都市的空間を囲むようにさほど高くない山が連なっている。山は、ある神々の祭祀地であった。この国の神々は、山頂に天降り磐座や神籬に鎮まった。山々は、農耕や都市生活にとって重要な雨水を降らせ、風雨の災いを止めるために、神々に祈り祀る場所であった。

自然環境が大きく変化した近代都市にも、特別な意味をもっている場所が存在している。横文彦は、「我々の祖先は微地形にひそむ場所の力、即ち土地霊の存在を感じとり、それが都市の中における場所性を豊かに醸成してきたのであるということは正しく、我々は都市を形成していくにあたって、ちょうど電磁場のように、そこに展開する自然の起伏、樹木、河川、形状等を通して、ある種の力を感じとったのに違いない。」²⁷⁾と指摘した。

都市の片隅には土地に潜む神々の痕跡があった。奥野健男は「“原っぱ”は、都市の中の単なる空地ではなく、昔からの禁忌空間、あるいは

禁忌空間の跡ではなかったかと考える。祟りや不吉な言い伝えがあったり、土俗信仰の祠があったりして、住民がたやすく手をつけることのできないタブー空間であったように思われる。その昔、神のよります祭祀の場であったり、祖霊の眠る墓地などの信仰上の聖域サンクチュアリであったものが、ながい間にもとの意味が忘れられ、不吉な祟りの場所と**言い伝えられて来た。**²⁸⁾と述べる。

都市の片隅の原っぱや空き地には、鳥居、摩滅した石像や石碑などがあった。崖下や町外れには、石塚や小山が築かれていた。いずれの場所も、土着の神や屋敷の守神、崇る神や塞えの神など、多様で雑多な神々が祀られていた。また、台地や谷間など微地形の切れのよい場所には古くからの神社が現在も受け継がれている。大都会の一角に佇む鎮守の森は、長年にわたって神々を迎え祀ってきた聖なる場所である。現在、国土にわずかに残っている照葉樹の大半は鎮守の森のものである。そこには代々受け継いできた氏神や新たに勧請した霊威ある神々が祀られている。これらの都市的秩序からはみ出した場所は、単に都市から排除された余白空間ではなく、むしろ、中心を占める都市空間との緊張関係をもった濃密な空間であった。それが聖なる場所たりうるのは鎮座する神々の名においてではない。むしろ、神々の名は時代によって変化する。変わらないのは場所である。

わが国は、明治以降、都市の近代化が図られて、一部の建物や街路は西洋型に改造されたが、都市空間そのものは無秩序な市街が拡張していった。そのなかで、土地の隙間は宅地化されて都市的な枠組みのなかに取り込まれていった。都市は、特別な場所を排除して均質化されている。このような現代の都市空間において、場所の固有性が希薄になり、場所性が喪失する状況のなかで、聖なる場所を記憶しているのは、この国の風土が作り上げた地形である。若月幸敏は、「日本は地形の起伏に富んだ場所が多く、大都市のなかでもとくに東京は開折谷と台地が複雑に入り組み、いわば地形のしわ

に左右されながら町の形跡がある。このような地形的特徴と相俟って、微地形にひそむ場所の力、すなわち土地霊などの存在を感じとり、場所性を豊かに醸成してきた例が数多く見られる。そして、むしろ下敷きとなる地形が置かれるもののあり方を予め規定していたと思える場合すら見受けられるのである」²⁹⁾と論じた。神々の寄りつく場所が地形によって用意されているのである。

現代の都市も、その地形において場所性を記憶しているというべきである。その徴付けが地形に基づく地名である。特に、「坂」の付く地名には数多く見受けられる。オギュスタン・ベルク (Augustin Berque) は、

これらすべての特徴が示しているのは、日本の社会が各々の場所に対して、別のものに還元できないその「場所性」において、関心を向けていたということである。このいわば局地 密着傾向 localisme ともいべきものは、二重の意味で都市の形態を支配していた。一つは直接的にであり、これは主として山の手の場合だが、そこでは土地の起伏がもたらす偶然性がより明瞭に現れている。もう一つは間接的な形であり、下町では土地が部分的に埋め立てられ、そのために以前の特定の地形に左右されなかったので、街路は遠くに見える目印によって方向づけられた³⁰⁾。

と指摘した。

日本の都市は、西欧のごとく街路と建物を中心とするのではなく、風土のつくり出す山河の姿形をもととして、尾根や谷など微小な地形を組み込みながら広がっていった。『古事記』の語る「黄泉比良坂」は伊邪那美命の往った黄泉国と伊邪那岐命の居る葦原中国を断絶する境界であった。坂は、土地の典型的な裂け目であって、塞えの神が祀られ、標め縄が張られる特別の場所であった。その他、都市空間には、局地的な土地の起伏がもたらす台地や谷間、あるいは入江や潟などが入り組んでいる。そして、都市の外縁には高台や小丘が見え、さらにその向こう

に山々が眺められる。そして、山の巒や丘の麓に神社や寺院が佇む。それらに囲まれるように都市はつくられている。この風景は、わが国の都市空間の特性を物語っていると見える。

中村良夫は「身体は、個人の記憶と社会の記憶を埋め込まれているし、大地もまた、山や谷や川やあるいは森や村や町に、繰り広げられた無数の個人の生きた証しや社会のドラマ、すなわちその場所ならではの歴史を刻まれている。」³¹⁾と述べる。

現代の開発が進行する大都会は、建造物が景観の中心を占めているが、その地形には山や谷、川などの骨格が認められるのである。1950年代、アメリカの都市学者のケヴィン・リンチ (Kevin Lynch) は、都市のイメージを構成するエレメントとして次のタイプの形態に分類した³²⁾。

パス path (道路)

エッジ edge (縁)

ディストリクト district (地域)

ノード node (接合点・集中心)

ランドマーク landmark (目印)

この論は建物や街路など人工的な構造物を基本とする都市形態に関する考察である。わが国の都市は自然の形状に適応しており、道の付け方にしても自然の起伏に沿っていた。計画的に造成された都市空間においても、多くが建物の外郭線は明確に街路を構成するものとなっていない。わが国の都市は西欧の都市とは異なり、人工的な構造物とともに、山や丘、高台や坂などの自然の地形が都市のイメージをつくっているのである。

都市的空間の境界は建造物のみならず川岸や池畔、崖下などの地形が形づく。特に、土地のアイデンティティの根拠となるランドマークは建造物ではなく、周囲の山々に求められるのである。榎文彦は、対談のなかで「西欧では都市が不変の風景としてあって、それが彼らの原風景となっている。ひるがえって、日本人の原風景を探すと穏やかな山並みが典型ですね。」³³⁾と述べている。建築と山並みがつくり出す風景

が都市の理想像といえるのである。わが国の景観が山の稜線を基準にしているのもそのためである。

現代の東京は、皇居という明確な中心をもっている。見えるのは深い森である。宮殿は皇居東御苑の奥深くに位置しているのである。東京の中心が空虚であるといわれるのはそのことである。ランドマークは皇居の外堀に架かる二重橋である。中心性をもたぬ都市東京の骨格は、すでに江戸時代に決定されていたとみられる。江戸城の天守閣も明暦3年(1657)の大火で全焼した。幕府は江戸復旧に際し都市の再建を優先して天守閣跡は火除け地として庭園が整備されたのである。江戸の都市空間の焦点は、天守閣ではなく、周縁の山々に置かれていたのである。関八州の周縁に位置する富士と筑波の山は江戸から眺められる名山であった。江戸城本丸の遺構である「富士見櫓」は、富士山を観覧するために建てられたのである。江戸市中からは、そのほかに、丸山、愛宕山、神田山、湯島台などの台地や小山が眺められた。江戸の都市空間そのものが、周囲に山が控え、街路の焦点に山の頂きを置くということを設計基準にしていたのである。こうした都市空間の形成の仕方は、古代の都からすでに認められることであって、平安京は、東西と北の三方を山が囲み南に湖を有していた。そして、都の中央を通る朱雀大路の起点を北に位置する船岡山に置いた。わが国は、帝都の占地を山河の形勢によって行ってきたのである。平城遷都の詔は「三山鎮めを為す」と称し、平安京遷都の詔に「山川も麗し」と讃えた。ここに、わが国の都市の理想があったといえるのである。

西欧都市の多くは、時代を越えた神殿や教会、城館などの人工的構築物が中心を占め、その周囲を森林や農耕地などの自然物が取り巻いている。それに対して、日本の都市は、中心をなすべき歴史的な建造物は皆無に等しい。木造建築は耐用年数が短く解体と再建が繰り返されてきた。建造物の大半は百年をまたずに消滅する。そのためにランドマークとなる建造物は

極めて少数である。特に、伊勢神宮をはじめ主要な神社は式年遷宮を千年にもわたり執り行ってきた。そのことによって歴史的な建造物が保持されてきたのである。しかし、それらの社殿は森のなかに奥深く鎮まっている。その周縁部である森こそが聖域を形づくっているのである。それは、江戸時代以来の近世都市の中心に位置する皇居も同じである。

現在、わが国は、経済性と利便性を優先して、国土の高度、効率的利用が推奨され、建物の高層化、過密化が進行した。その結果、都市は脱場所性が顕著になっているといえよう。都市は記憶を失っているのである。多くの歴史的建造物は取り壊されて、高層建築に建て替えられている。居場所のなくなった産土神や屋敷神はビルの片隅や屋上に遷された。

明治の時代に整備された伝統ある神社もまた、農山村部だけではなく、都市部においても境内地の維持が容易でなくなっている。わが国の風土に根ざした都市の風景とともに、神々の姿も消え去ろうとしているのである。このような神や仏を見失った現代において、癒やしや安らぎを求めて様々な「聖地」を訪ねる人が増えている。そうした聖地の多くは、山や森に包まれた神社や寺院である。人びとを惹きつけているのは、その地に鎮まる神や仏ではなく、岩石や樹木、池泉や滝などである。

現代の聖地は、メディアを通して流れる情報を共有することによって成り立っている。古くから聖域とされた場所ばかりではない。いわゆるパワースポットを含めてさまざまな場所が聖地とされているのである。情報によって結ばれた場所。それがまさに現代の聖地である。

こうした聖地を組み立てるのは、神々の物語ではない。既存の宗教が用意した「大きな物語」が信じられない現代人は、むしろ日常生活の周辺にある「小さな物語」に、心の慰めや生きる力を感じとっているのである。そこに語られるのは、「もう一つの生き方」を探し求める物語である。現代の世俗化された聖地は、日常生活空間を離れて、ひと時の間、わが身を置くこ

とのできる場所である。現代人の多くは、頼るべき神や仏を見失って、自らの支えとなるものを探し求めているのである。

現代の聖地は、自分の幸せや生き甲斐、自己の存在根拠を体感する場所であるということができよう。そのような、限りある人の存在を支える何ものかを求めるところに、「自分を越えた何もの」かが浮かび上がってくる。それを「聖なるもの」というならば、この国の風土においては、この国の山河のうちに見出される性質のものであるといえよう。

むすびにかえて

日本人のDNAなるものがあるとすれば、その根幹は、わが国の風土性や精神性ということになろうか。風土記に「草木言問ひし時」というが如く、空を渡る風にさやぐ草木の葉の音色を、大いなる何ものかのメッセージとして受け止めた時代があったのではないと思われる。文明の進歩と共に、人はその感性を喪失したのではないか。草木の言問いを感じずとは、自然のメッセージを受け取ることにほかならない。姿は見えないが、たしかにそこかしこに坐す、大いなる何ものかこそ、日本人にとっての「聖なるもの」といえよう。木の葉のさやぎは、その気配である。私たちは、その背後に、「グレート・サムシング」、すなわち、山川を造り、山川に鎮まる神々を見てとったのである。

この国の風土において、聖地と呼べるのは、神の鎮まり、仏の宿るところ。生きとし生けるもののいのちの源、悠久の山河自然にあるといえよう。それは山野のなかから選び出され聖化された場所である。この国土の見えざる神々の天降り鎮まる山や森である。山辺や野辺、水辺には、神々の記憶が刻まれているのである。私たちの感じ方やものの見方、宗教的な心情を育んできた原風景がここにある。

大いなる自然と、人の営みがつくり出す風景には、この国の風土を基盤とする文化的・宗教的な感性や精神性が色濃くうつしとられている

のである。聖地は、人が求めて止まない、自らの存在の根拠となるべき場所である。それは、単なる土地の一面を占める空間ではない。そこは、神や仏、聖なる大いなるものの記憶を留める特別の場所である。現代の聖地はその断片であるといえる。

日本の神々はその姿をもって現れることをしない。わが国は、草木の言問う悠久の時より、神々は天降り、山や森、樹や磐などに鎮まっていた。日本の神々は、土地に寄り添っているといえる。この国の風土において、神々の鎮まる山や森には、日本人の抱いてきた、こころのすべてが記憶されていえるのである。ここに、他ならぬ日本人としてのアイデンティティのルーツが見出されるのである。それこそが日本の宗教の根幹であるといえるのではなからうか。その根底には、西欧の唯一絶対神とは異なる天つ神・国つ神の坐すこの国の風土がある。それを再生するところに現代都市の風景をデザインする可能性があると思われるのである。

注

- 1) 『風土 人間学的考察』岩波書店, 1935年(改版1963年)134ページ。
- 2) 同書, 26ページ。
- 3) 『風土の構造』大明堂, 1975年, 10ページ。
- 4) 佐佐木綱・廣川勝美・神尾登喜子他『景観十年・風景百年・風土千年』蒼洋社, 1997年, 45ページ。
- 5) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『続日本紀』岩波書店, 1989年, 197・199ページ。
- 6) 秋本吉郎『風土記の研究』ミネルヴァ書房, 1963年, 833ページ。
- 7) 神尾登喜子『古代律令文学攷 史籍と地誌』おうふう, 1996年, 110～165ページ参照。
- 8) 植垣節也校注『風土記』小学館, 1978年, 365ページ。原漢文。以下本論文での『風土記』引用は本書による。

- 9) 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注『日本書紀①』小学館, 1994年, 116～117ページ。原漢文。
- 10) 西宮一民校注『(新装版)新潮日本古典集成 古事記』新潮社, 2014年, 112ページ。
- 11) 前出, 『風土記』389～390ページ。
- 12) 前出注 8, 389ページ。
- 13) 前出注 8, 393ページ。
- 14) 前出注 8, 359～362ページ。
- 15) 前出注 8, 362～363ページ。
- 16) 前出注 8, 377～379ページ。
- 17) 前出注 7, 286ページ。
- 18) 前出注 8, 79ページ。
- 19) 前出注 8, P 33～34
- 20) 荻原千鶴『出雲国風土記全訳注』講談社学術文庫, 1999年, 377ページ。
- 21) 前出注10, 28ページ。
- 22) イザベラ・L・バード著・高梨謙吉訳『日本奥地紀行』平凡社, 2000年, 90ページ (Isabella L. Bird "Unbeaten Tracks in Japan" (1881))。
- 23) 原田敏明『村の祭と聖なるもの』中央公論社, 1980年, 198ページ。
- 24) 前出注 7, 286ページ。
- 25) 山口昌男『文化と両義性』岩波書店, 1975年, 6ページ。
- 26) 宮田登『江戸の小さな神々』青土社, 1989年, 66ページ。
- 27) 横文彦「都市をみる」横文彦他著『見えがくれる都市』鹿島出版会, 1980年所収, 30ページ。
- 28) 奥野健男『文学における原風景』集英社, 1972年, 83～84ページ。
- 29) 若月幸敏「微地形と場所性」前出注27所収, 93～94ページ。
- 30) オギュスタン・ベルク著・篠田勝英訳『風土の日本』筑摩書房, 1992年, 323ページ。(Augustin Berque "Le Sauvage et L'artifice" (1986))
- 31) 中村良夫『都市をつくる風景』藤原書店, 2010年, 249ページ。
- 32) ケビン・リンチ著・丹下健三・富田玲子訳『都市のイメージ』岩波書店, 2007年, 56ページ。(Kevin Lynch "The Image of the City" (1959))
- 33) 横文彦・三谷徹編著『場のデザイン』彰国社, 2011年, 57ページ。